

平成28年第3回（臨時）高砂市教育委員会 会議録（要旨）

日時

平成28年2月10日午後5時

場所

高砂市役所分庁舎3階理事者控室

出席委員

藤井委員長、衣笠委員、山名委員、吉田委員、圓尾教育長

出席事務局職員

大西教育部長、木村教育推進室長、西尾学校教育室長、
都筑教育総務課長、岡田生涯学習課長、梶原青少年育成課長兼青少年補導センター所長
阿部教育センター所長、瀧野学校教育課長、麻企画総務部経営企画室参事、
永井企画総務部人事課長、木田企画総務部人事課主幹、
新谷福祉部子育て支援室長、藤田福祉部子育て支援室主幹

本日の会議に付した事件

議案

- 1 教育財産の所得及び用途廃止について

協議事項

- 1 平成28年高砂市議会3月定例会提出議案に係る意見の聴取について
- 2 高砂市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則の制定に係る意見の聴取について
- 3 高砂市子ども読書活動推進計画について

報告事項

- 1 高砂市立X中学校における不祥事案について
- 2 高砂市立X中学校生徒の窃盗による逮捕事案について

議 事 協議事項 2 高砂市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項に
規定する事務を定める規則の制定に係る意見の聴取について

- 事務局 (協議事項 2 について説明)
- 委員長 この規則について、ご意見ありますか。
基本的事項というかどうかというのがありますか。
- 事務局 内閣府、文科省、厚生労働省により幼保連携型認定こども園の教育・保育要領というのが行使されています。それは、今までの教育基本法に基づく幼稚園の指導要領、また児童福祉法に基づく保育指導計画を合わせたものに基づいて幼保連携型認定こども園の教育指導要領計画をつくっていくものです。年度初めに、幼稚園では教育課程を各園の園長が 1 年間の計画を定めて、教育委員会に諮るということですので、それを同じく幼保連携型認定こども園においても、教育とのかかわり、または今までやってきたことを相違なく行うために基本的事項を定めるという内容になっています。
- 委員長 今、4 園が該当ですが、今後増えていく認定こども園についても、そのときには改正なしで、そのままいけるということですか。
- 事務局 今現在、既に高砂市では 4 園を幼保一体化施設として運営しています。その中で、4 歳・5 歳児については高砂市の合同指導計画ということで、教育の指導要領と保育の指導計画を合わせたもので高砂市独自で今現在策定しているものがあります。それに加えて、昨年度、3 歳児も含めた合同指導計画を策定していますので、継続してそれに沿って行っていくということです。
- 委員長 ほか、ご意見よろしいですか。
ないようでしたら、認定します。

議 事 協議事項 1 平成 28 年高砂市議会 3 月定例会提出議案に係る意見の聴取について

- 事務局 (協議事項 1 : 高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明)
- 委員長 これについてはご意見ありますか。
単身赴任手当というのがありますが、該当者はいますか。
- 事務局 平成 25 年度に入れたんですが、今までには東日本大震災の関係で 1 年間派遣された職員が受給していました。それ以降、26、27 年度は実績はないです。
- 委員長 ないけれども出てくる可能性もあるので置いておくということですか。
- 事務局 はい。今後も派遣されるような職員が出た場合にはこの規定を適用したいと

ということで、国どおりの形で置いています。

- 委員長 ほか、よろしいですか。
22ページの別表と33ページの別表はどちらも行政職給料表ですが、どう違うんですか。
- 事務局 22ページは平成27年4月に遡及して適用するための給料表で、行政職給料表では7級までの給料表となっています。33ページは平成28年4月1日から適用させていただく給料表で、6月に条例改正を行って、28年4月1日以降は給料表を8級制に変えています。その関係で2つの給料表になっています。
- 委員長 職員の給与に関してはよろしいですか。
そしたら、異議なしです。
- 事務局 (協議事項1：旧高砂市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明)
- 委員長 これについてはよろしいですか。異議ありませんか。
- 事務局 (協議事項1：高砂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明)
- 委員長 これについてはいかがですか。
職務基準は、昔、4級、5級が1本だったと思いますが、これを明確に分けたということですか。
- 事務局 はい。係長を別途分けて、新たな5級として入れています。その関係で課長以上は1つずつ級が上がっています。
- 委員長 これは組合と交渉済みですね。
- 事務局 はい。給料表の改正自体は6月の議会を出していて、その前に職員組合とは合意しています。
- 委員長 ほか、よろしいですか。意見ないようでしたら、承認したいと思います。
- 事務局 (協議事項1：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明)
- 委員長 これはいかがでしょう。
0.86が0.88になった理由を簡単に説明してください。
- 事務局 地方公務員災害補償施行令の大もとで労働者災害補償保険法施行令というのがあるんですが、それが改正されたということで、毎年、公務災害補償と各種年金の平均額を算定して、ある一定の基準に基づいて率を定めてるんですが、それを毎年見直していて、今回この一部分だけ改定の必要が生じたということなんです。
- 委員長 これについてはよろしいですか。
- 事務局 (協議事項1：高砂市基本構想の一部及び高砂市基本計画の全部を変更することについて説明)
- 委員長 この内容は前回からちょっと変更していますが、もしこれでよかったら承認

したいと思うんですが、意見ありますでしょうか。

6 ページの義務教育の充実施策に満足している市民の割合、目標値が38と、ちょっと少ない。なぜ38とされたのか。

○事務局 現行、平成25年度には33.1%の市民の満足度調査の割合になっていて、直近32年度においてはプラス5%アップというところで38%の目標に設定しています。

○委員長 もっと高くするのは難しいですか。

○事務局 この33.1%の数値については、経営企画室ともやりとりをする中で、ほかの市民満足度調査においては比較的良好な数値であると聞いています。それでプラス5に設定をしています。

○委員長 市民の満足度が実績値は少ないので、無難な数字で上げていると思いますが、目標はもう少し上げてもいいのではないですか。

○事務局 この数字の評価としては、普通という方よりも上の満足しているという形のパーセントです。

○委員長 参加者人数はわりと把握しやすいけれども、満足度は難しいので、こういう書き方になってしまうんですかね。いかがですか。よろしいですか。

○委員A この満足度というのは、達成度が難しい。仕方ないと思う。

○委員B 満足度というのは、アンケートを基準に決めたんですか。

○事務局 市民満足度調査という形で無作為抽出した市民にアンケートをとって、義務教育の充実について「満足」「やや満足」「普通」「やや不満である」「不満」という5段階で選んでいただいたものです。

○委員長 これは5段階の5、一番上だけしか入ってないんですか。「やや満足」も入っていますか。

○事務局 「やや満足」も入っています。「普通」が入っていません。33%、「やや満足」「満足」の方がいて、「普通」の方が55%、「不満」「やや不満」の方が10%という形です。

○委員長 そこで、「普通」の方も半分あるということがわかればいいが、これから見れば不満足の人が残りの6割以上なのかなととられるから。

○事務局 最終では満足度調査の資料で、満足率、不満率、それから普通の方の割合というのもつけています。この分だけ見たら低いかなと思うんですが、別の資料を見たら普通の方の割合もわかりますので。

○委員長 そこまで情報を見てくれる人があればいいんですが。

○委員C 「普通」まで入れたらどれぐらいのパーセンテージになっていますか。

○事務局 義務教育の充実については、85%ぐらいの方が「普通」以上ということです。

○委員B 8 ページの教育環境の充実だったら、「普通」が何%かわかりますか。

○事務局 学習環境の整備ですが、「不満」の方が18.2、「普通」の方が65.3です。それから、社会教育施設の整備については、「不満」の方が37.4、「普通」の

方が49.8です。

義務教育の充実については、この満足度調査の中では61項目あるうちの8番目に高い割合でした。

○委員長 これは教育委員会だけでなく市の全般の施策についても同じ書き方をしていますか。

○事務局 はい。ここに挙がっている61項目について市民の評価をいただいています。

○委員長 あとは数字だけひとり歩きしないようにしてください。

○事務局 （協議事項1：高砂市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明）

○委員長 これについては意見ございませんか。

学校施設のあくまでも屋上だけですか。ほかは考えられないんですか。

○事務局 やはり、結構広い面積が必要になり、運動場とか教育活動の邪魔になっては本末転倒ですので、今のところは、担当部局のほうも屋上だけを想定しています。ただ、例えば水道事業所なんかで使っていない土地があるような部分については、地面の上というのも想定しているようには聞いています。

○委員長 現在、ソーラーとかを置いている施設は、ありますか。

○事務局 高砂市教育委員会が設置したものとしては、各小中学校、それから幼稚園だと荒井と北浜に太陽光パネルを設置しています。今後、業者のほうで置きたいということになれば、それ以外の場所という形になると思います。

それ以外でも高砂市の最近つくった施設については、どこもそのパネルを置いていますので、もし貸し出すにしても、こちらで設置したもの以外の部分での設置という形になると思います。

○委員A パネルを学校の屋上に設置した場合に、屋上の管理と立ち入りの問題とか、いわゆる雨が漏ったとかに関しての修復とかも、当然、契約をきちんとして立ち入れるようにはなっているのでしょうか。そのような瑕疵的なものが起こったらどうなるんですか。

○事務局 その辺については、プロポーザルですので、どうするのかというのは一つ一つ契約の中で出てくると思うんですが、担当のほうから聞いているのは、設置した後、例えば学校のほうで防水工事をやりますというときには、その要求に従ってパネルを撤去して、工事完了後、もう一度再設置をします。これはその業者側の費用負担で行うということです。

あと、安全管理上、屋上への、例えば生徒が自由に立ち入るというのはなかなか難しいかとは思いますが、授業に必要であれば、教員の引率で子供が太陽光パネルを見に環境教育の一環として上がっていくというのは行っているように聞いていますので、同じような運用になってくるかと考えています。

○委員長 その学校の置くか置かないかの判断は、最終はどこが決定するんですか。

○事務局 一番最初に提案の段階で、例えば教育委員会のほうから条件をつくっていた

だき、その条件に合致したところでここに置きたいと業者さんが言ってきましたら、うちと契約担当と建設担当と協議して、契約を進めていくという形になってくると思います。

○委員長 そこで施設管理者も話に入るんですか。

○事務局 はい。

○委員C お願いなんですけど、実際にすることになった場合に、工事の時期や、騒音の問題、人の出入り、施錠の管理、その辺のところをくれぐれもしっかりと子供目線で考えていただきたいと思います。

○事務局 学校敷地内の改良工事ですので、従来から教育における工事、学校施設の工事に関しては、学校現場と十分調整し、学校の要望も聞き、工期とか時間帯とか決めていきますので、この太陽光を設置する場合も、今までと同様に学校現場と十分協議をして実施していきたいと考えています。

○委員長 それでは、この行政財産使用料条例については、よろしいですか。

○事務局 (協議事項1：第9回平成27年度高砂市一般会計補正予算について説明)

○委員長 この補正についてはどうですか。

この工楽家の補正は、3年間、特殊な業務ですけれども、随意契約ですか。

○事務局 はい。特殊な作業なので、市史編纂専門委員会というところに委託して、このたびの古文書調査をお願いする考えです。

○委員長 ほかに、ご意見ないですか。

○事務局 (協議事項1：平成28年度一般会計予算について説明)

○委員長 これについてはよろしいですか。

コンピューターが1人1台ということですが、先生方が業務上、インターネット利用はできるんですか。

○事務局 インターネットについては、教師、児童生徒ともに利用できます。

○委員長 堺市で、データを外部に出してしまうという問題があつて、インターネットを制限しましたね。そこらはどうするんですか。

○事務局 平成28年度情報教育管理事業で、サーバーや校務用コンピューター112台の更新に加えてソフトウェアの機能を追加しています。そのソフトウェアは、ウイルス対策、サイバー攻撃とか、情報の流出に対するファイヤーウォールを追加で入れる予定です。

それから、堺市のような、情報の持ち出し防止で資産管理ソフトというものを入れます。資産管理というのは個人情報という資産を管理するという資産管理ソフトで、例えばUSBを差したら、誰がどの端末で差したかというのが最終的にチェックできるようになっており、その機能が追加されるということ。インターネットで、不適切なページを閲覧することによる情報流出をブロックする、そういう資産管理ソフトも入れています。

そして、校務支援ソフトの成績処理に関するソフトを追加して、情報教育管

理事業のサーバー及びソフトウェアに含んでいます。

○事務局 このサーバーは、今、教育部の事務局にあります。夏場、非常に高温になるので、本来、市の情報管理は南庁舎のほうにサーバールームがございますので、こちらに移設して、管理をするための経費は、1年間でなく9月から半年間の経費をお願いしています。

○委員長 ほか、よろしいですか。予算はこれで承認させていただきます。

議 事 議案第1号 教育財産の所得及び用途廃止について

○事務局 (議案第1号について説明)

○委員長 これについてはどうでしょうか。

ご意見なければ承認します。

議 事 協議事項3 高砂市子ども読書活動推進計画について

○事務局 (協議事項3について説明)

○委員長 これについてはどうですか。

配布はどの程度するんですか。

○事務局 各校園、認定こども園と、読み聞かせボランティアに配布予定です。それと、議会関係、ホームページのほうにもこれをPDFファイルで公開していく予定です。

活用については、新しい図書館でも周知をして、取り組んでいきたいと考えています。

○委員長 抜粋版は別に出さないんですか。

○事務局 A4、2ページ、A3版で概要版をつくっていて、主にこの計画の骨子の部分が載っています。計画の体系部分を詳しく表示したような形でまとめたものです。

計画の最終については、印刷製本費を計上しておりませんので、コピーによる形での製本配布を考えており、増刷はその都度コピーで対応します。

○委員長 ほか、どうでしょうか。ご意見ありませんか。

せっかくつくったのだから、みんなに認識をしてもらう必要がありますよね。

○事務局 学校図書室の運営や整理等については、新しい図書館からも図書館司書が行く予定をしています。その人たちで、連携がとれたらと思っています。

○委員C これは、図書館に行ったらすぐに配布されますか。

○事務局 議案を上げて決裁の状況によって図書館の開館に間に合うか、それ以降、2

月中になるかというところです。

○委員長 それでは、配布先にはできるだけ詳しく説明して活用してください。

議 事 報告事項 1 高砂市立 X 中学校における不祥事案について

○事務局 (報告事項 1 について説明)

○委員長 これについてはよろしいですか。

議 事 報告事項 2 高砂市立 X 中学校生徒の窃盗による逮捕事案について

○事務局 (報告事項 2 について説明)

○委員長 これについてはよろしいですか。

それでは、ほかに意見ないでしょうか。なければ、閉会いたします。

平成 28 年 2 月 10 日 午後 7 時 46 分 委員長会議の閉会を宣告
